

平成30年7月14日

都道府県

各 指定都市 民生主管課 御中

中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

#### 平成30年7月豪雨に伴う避難者への必要な支援体制の確保等について

平成30年7月豪雨により、全国の各地で広範囲に甚大な被害がもたらされ、多くの住民が避難生活を余儀なくされています。

こうした避難者の中には、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者が含まれており、その要介護度の悪化や生活機能の低下等といった二次被害を防止するためには、避難生活の早期の段階から、必要な支援を確保していくことが重要です。

具体的には、今後、さらに気温の上昇等が見込まれる中で、避難者の状態把握や、避難所内で必要となる介護、避難生活中の困り事又は生活の復旧を図っていくための相談支援、授乳スペースやキッズスペースの設置等避難所内の環境整備などといった福祉的な観点からの支援が必要となります。

このため、先般5月31日付けお示しをしている「災害時の福祉支援体制の整備について」（社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、災害派遣福祉チームを派遣、又は他県からのチームの派遣を受け入れることにより、支援を確保することとも有効と考えられます。

また、厚生労働省としても、別紙の関係団体に対し、7月7日付け事務連絡「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」を踏まえ、社会福祉施設等における避難者への対応等について協力を依頼しているところですが、必要に応じて各都道府県レベルでの支援の確保に向けたさらなる協力を要請してまいります。

以上を踏まえ、今般の豪雨により被災された各都道府県等におかれましては、都道府県等レベルで関係団体との積極的な連携を図りつつ、必要な場合には、応援職員の派遣等の協力をこれらの団体に求めるとともに、災害派遣福祉チームの活動内容や必要性等について、管内市町村等に対し周知を図りつつ、保健所等を始め保健医療関係機関とも連携した避難者に対する支援体制の確保及び受援体制の整備に努めて頂きますよう、お願いいたします。

(別紙) 厚生労働省が協力を要請した団体

	団体名
高齢者関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本認知症グループホーム協会</li><li>・ 全国グループホーム団体連合会</li><li>・ 全国老人福祉施設協議会</li><li>・ 高齢者住まい事業者団体連合会</li><li>・ 全国軽費老人ホーム協議会</li><li>・ 日本介護支援専門員協会</li><li>・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会</li><li>・ 日本在宅介護協会</li><li>・ 全国農業協同組合中央会</li><li>・ 日本生活協同組合連合会</li><li>・ 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会</li><li>・ 市民福祉団体全国協議会</li><li>・ 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会</li><li>・ 24時間在宅ケア研究会</li><li>・ 全国老人保健施設協会</li></ul>

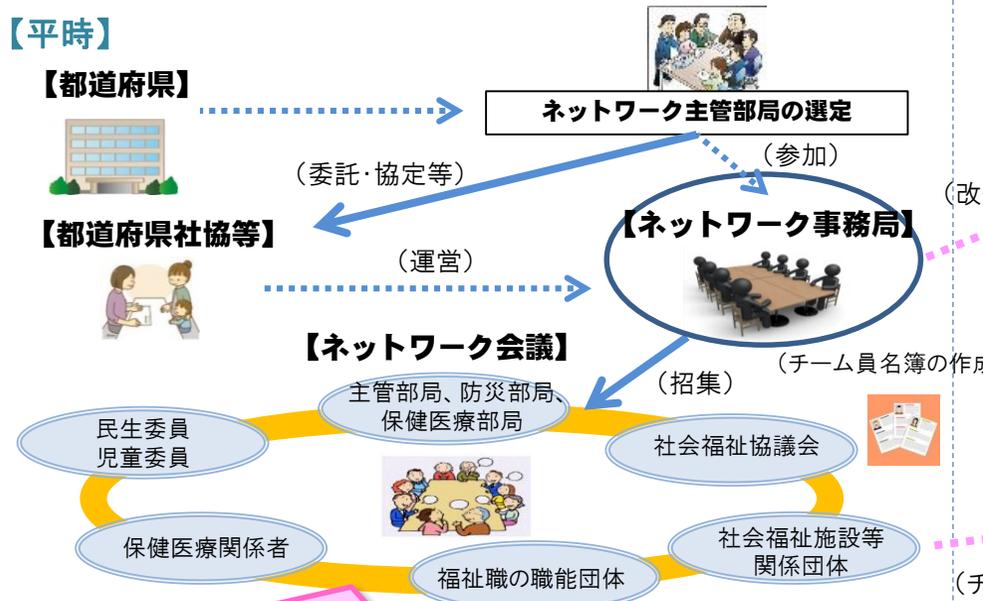
<p>子ども関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本保育協会</li> <li>・ 全国私立保育園連盟</li> <li>・ 全国保育協議会</li> <li>・ 全国保育士会</li> <li>・ 全国児童養護施設協議会</li> <li>・ 全国乳児福祉協議会</li> <li>・ 全国児童自立支援施設協議会</li> <li>・ 全国児童心理治療施設協議会</li> <li>・ 全国自立援助ホーム協議会</li> <li>・ 全国母子生活支援施設協議会</li> <li>・ 日本ファミリーホーム協議会</li> <li>・ 全国婦人保護施設等連絡協議会</li> <li>・ 日本子ども・子育て支援センター連絡協議会</li> <li>・ 子育てひろば全国連絡協議会</li> <li>・ 全国学童保育連絡協議会</li> <li>・ 児童健全育成推進財団</li> </ul>
<p>障害児・者関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本知的障害者福祉協会</li> <li>・ 全国身体障害者施設協議会</li> <li>・ 全国社会就労センター協議会</li> <li>・ きょうされん</li> <li>・ 日本セルフセンター</li> <li>・ 全国就業支援ネットワーク</li> <li>・ 全国就労移行支援事業所連絡協議会</li> <li>・ 就労継続支援A型事業所全国協議会</li> <li>・ 日本相談支援専門員協会</li> <li>・ 全国精神障害者地域生活支援協議会</li> <li>・ 全国地域生活支援ネットワーク</li> <li>・ 全国地域で暮らそうネットワーク</li> <li>・ 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会</li> <li>・ 全国手をつなぐ育成会連合会</li> <li>・ 障害児・者相談支援事業全国連絡協議会</li> <li>・ 日本肢体不自由児協会</li> <li>・ 全国重症心身障害児（者）を守る会</li> <li>・ 日本重症心身障害福祉協会</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国肢体不自由児者施設運営協議会</li> <li>・全国盲ろう難聴児施設協議会</li> <li>・全国児童発達支援協議会</li> <li>・全国発達支援通園事業連絡協議会</li> <li>・全国肢体不自由児者父母の会連合会</li> <li>・全国重症心身障害日中活動支援協議会</li> <li>・日本筋ジストロフィー協会</li> <li>・日本ダウン症協会</li> <li>・日本自閉症協会</li> <li>・発達障害者支援センター全国連絡協議会</li> <li>・日本発達支援ネットワーク</li> <li>・全国視覚障害者情報提供施設協会</li> <li>・全国聴覚障害者情報提供施設協会</li> <li>・日本盲人社会福祉施設協議会</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国社会福祉法人経営者協議会</li> <li>・日本介護福祉士会</li> <li>・日本社会福祉士会</li> </ul>

# 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

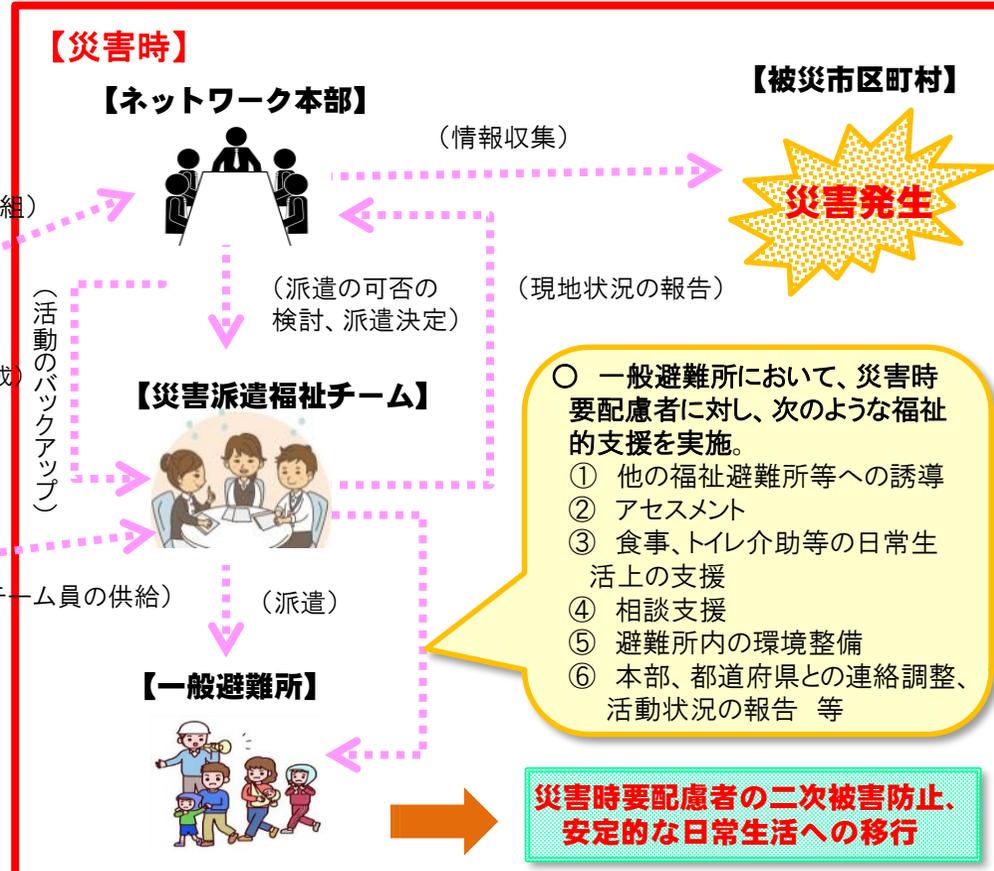
- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

## 【平時】



- ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。
  - ① チーム組成の方法、活動内容
  - ② チームの派遣決定及び情報収集の方法
  - ③ 災害時における関係者の役割分担
  - ④ 災害時における本部体制の構築
  - ⑤ 費用負担
  - ⑥ 保健医療関係者との連携
  - ⑦ チーム員に対する研修・訓練
  - ⑧ 住民に対する広報・啓発 等

## 【災害時】



- 一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。
  - ① 他の福祉避難所等への誘導
  - ② アセスメント
  - ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
  - ④ 相談支援
  - ⑤ 避難所内の環境整備
  - ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告 等

**災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行**

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。